

## 委員会のオンライン開催に係る要綱整理について

令和3年6月定例会議で委員会のオンライン開催に係る条例改正を行ないコロナ禍における委員会の開催についても対応したところだが、条例改正後、広報常任委員会がオンラインでの開催をしていた。その後、秋には新型コロナウイルスの感染が再拡大し、令和4年1月には再度の「まん延防止等重点措置」が適用された。

これにより当町議会では1月以降「広報常任委員会」「産業厚生常任委員会」「議会運営委員会」がそれぞれオンラインでの委員会を開催している。

委員会の開催については基本的に、一堂に参集して行なわれるべきものだが、今日の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により委員会のオンライン開催が認められ、さらに、国においては国会でも緊急時等には、その必要性について柔軟な考え方も出始めている。

オンラインを開催した委員会については、改正後の条例第11条の2第3項では委員会の運営に関して必要な事項は議長が別に定めるとしていることから、あらためて要綱の整理を行なうこととする。

### 1. 要綱制定に係る考え方

オンラインを活用した委員会の開催については、条例改正時に確認しているが、基本的に災害や感染症などの影響により委員会が開催（出席）できない場合また、委員長が認めた場合としている。

このようなことをふまえ、実際の場合を想定すると①委員会の開催時に会場に参集できない（何人かが）ためにオンライン出席をする ②何らかの事情により委員会自体（全員）がオンラインで開催する場合と大きく二つに分けられる。

このような場合に「委員長の所在をどうするか」「出欠や表決の方法など」を規定しておくことが必要であるため、策定する要綱には他の議会の例を参考にしながら斜里町議会にあった内容として委員会開催要綱を整理することとする。

### 【検討比較】 ～ 別紙

・比較を芽室町議会、横須賀市議会等のほか、委員会の開催方法などを定めている他の議会の例を参考にした。

## 参考

### 斜里町議会委員会条例 ～抜粋

#### (委員会開催の特例)

第11条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認められるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置及び感染拡大の恐れがあるとき
- (2) 大規模な災害の発生等により委員会の参集場所への参集が困難なとき
- (3) その他委員長が必要と認めたとき

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

3 オンラインを活用した委員会の運営に関して特に必要な事項は、議長が別に定める。